

こ 成 保 第 202 号
令和 5 年 12 月 13 日

〔 国家戦略特別区域を管轄する
都道府県、指定都市、中核市
民生主管部(局)長 〕 殿

こども家庭庁成育局保育政策課長
(公 印 省 略)

国家戦略特別区域の区域内に所在する認可外保育施設であって当該施設を利用する乳幼児の全て又は多くが外国人であるものに係る認可外保育施設指導監督基準の取扱いについて

認可外保育施設に対する指導監督については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成 13 年 3 月 29 日付け雇児発第 177 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)及び同通知の別添「認可外保育施設指導監督基準」(以下「指導監督基準」という。)により示されているところである。

このうち、国家戦略特別区域の区域内に所在する認可外保育施設であって当該施設を利用する乳幼児の全て又は多くが外国人であるものに係る指導監督基準の取扱いについては、下記のとおりとするので、貴職におかれては十分御了知の上、その運用に遺漏のないよう配意願いたい。

なお、本通知の施行に伴い、雇児保発 0807 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「国家戦略特別区域の区域内に所在する認可外保育施設であって当該施設を利用する乳幼児の全て又は多くが外国人であるものに係る認可外保育施設指導監督基準の取扱いについて」は廃止する。

また、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1 特区内外国人受入認可外保育施設における保育に従事する者の数及び資格の取扱い

認可外保育施設における保育に従事する者の数及び資格については、指導監督基準第 1 の 1 (2)において、「保育に従事する者の概ね 3 分の 1 (略) 以上は、保育士又は看護師(略)の資格を有する者であること」との基準が示されている。

国家戦略特別区域の区域内に所在する認可外保育施設であって当該施設を利用する乳幼児の全て又は多くが外国人(日本国籍を有しない者をいう。)であるもの(過去 3 年間に当該施設を利用した乳幼児の半数以上が外国人であり、今後も同様であると見込まれるものをいう。以下「特区内外国人受入認可外保育施設」という。)については、これらの資格

を有する者が保育に従事する者の3分の1未満であっても、次の2に掲げる要件に該当する場合には、これらの資格を有する者が「概ね3分の1」以上であると判断し、当該基準を満たすものと取り扱って差し支えないこと。

2 1の取扱いに係る要件

当該特区内外国人受入認可外保育施設が次の(1)から(4)までのいずれにも該当し、指導監督基準を満たす認可外保育施設と同等以上の適切な保育の提供が可能であると、当該特区内外国人受入認可外保育施設を管轄する都道府県知事（政令指定都市市長及び中核市市長を含む。以下同じ。）が認めること。

- (1) 当該特区内外国人受入認可外保育施設を利用するすべての乳幼児のうち外国人である乳幼児の占める割合が、概ね2分の1以上であること。
- (2) 当該特区内外国人受入認可外保育施設において、外国の保育士資格を保有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を、十分な数だけ配置していること。

なお、当該外国の保育士資格に係る専門性の判断を含め、「外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる」か否かについては、当該特区内外国人受入認可外保育施設から必要な資料の提出を受け、都道府県知事において判断することを基本とするが、当該判断を行うに当たって正確な事実関係を確認するため在外公館を通じて照会する等の必要がある場合には、個別に御連絡いただきたい。

- (3) 日本の保育士資格を有する者を1名以上配置していること。
- (4) 都道府県知事が当該特区内外国人受入認可外保育施設において、適切な保育の提供が行われているかどうかを把握するため調査等を行う際には、当該調査等に積極的に協力する旨を明らかにしていること。

3 留意事項

この取扱いは、国家戦略特別区域における特例措置であることから、その適用に当たっては、当該取扱いが盛り込まれた国家戦略特別区域計画について、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第8条第10項の規定に基づくこども家庭庁長官の同意を得た上で、第8条第8項の規定に基づく内閣総理大臣の認定を受ける必要があること。

こども家庭庁長官の同意に係る協議に当たっては、以下の事項について十分に説明すること。

- ・区域計画で指定した区域において本取扱いを必要とする背景・理由
（当該区域における認可外保育施設を利用する外国人乳幼児の状況、外国の保育士資格を保有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者の確保見込み等）
- ・本取扱いの適用を受ける外国人受入認可外保育施設が2(1)から(4)までのいずれにも該当し、指導監督基準を満たす認可外保育施設と同等以上の適切な保育の提供が可能であるか否かの判断を都道府県知事が行うに当たっての体制確保の状況（区域計画で

指定した区域の市町村と都道府県の連携による当該外国人受入認可外保育施設への指導監督体制、当該施設に係る過去の指導監督状況、当該施設の緊急時の対応や安全に関する取組内容等)

子総発 0228 第 1 号

令和 5 年 2 月 28 日

〔国家戦略特別区域を管轄する
都道府県、指定都市、中核市〕殿
民生主管部（局）長

厚生労働省子ども家庭局総務課長
（ 公 印 省 略 ）

「国家戦略特別区域の区域内に所在する認可外保育施設であって当該施設を利用する児童の全て又は多くが外国人であるものに係る認可外保育施設指導監督基準の取扱いについて」の一部改正について（通知）

国家戦略特別区域の区域内に所在する認可外保育施設であって当該施設を利用する乳幼児の全て又は多くが外国人であるものに係る指導監督基準の取扱いについては、従来、「国家戦略特別区域の区域内に所在する認可外保育施設であって当該施設を利用する児童の全て又は多くが外国人であるものに係る認可外保育施設指導監督基準の取扱いについて」（平成 27 年 8 月 7 日付け雇児保発 0807 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知、以下「特例通知」という。）によりお示ししてきたところであるが、令和 5 年 1 月 31 日に「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成 13 年 3 月 29 日付け雇児発第 177 号雇用均等・児童家庭局長通知）の一部を改正し、特例通知における内容を明確に位置づけたことに合わせ、今般、特例通知について、国家戦略特別区域計画の取扱いに係る留意事項を整理する改正を行い、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとしたので、内容を十分御了知の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

また、令和 5 年 4 月 1 日から認可外保育施設に係る指導監督基準の所管については、厚生労働省から子ども家庭庁に移管されるため、本取扱いに係る国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 8 条第 9 項の規定に基づく関係行政機関の長の同意については、内閣総理大臣に対して行うこととなるので申し添える。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

雇児保発 0807 第 1 号
平成 27 年 8 月 7 日
〔最終改正〕 子総発 0228 第 1 号
令和 5 年 2 月 28 日

〔国家戦略特別区域を管轄する
都道府県、指定都市、中核市〕 殿
民生主管部(局)長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長
(公 印 省 略)

国家戦略特別区域の区域内に所在する認可外保育施設であって当該施設を利用する乳幼児の
全て又は多くが外国人であるものに係る認可外保育施設指導監督基準の取扱いについて

認可外保育施設に対する指導監督については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施
について」(平成 13 年 3 月 29 日付け雇児発第 177 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通
知)及び同通知の別添「認可外保育施設指導監督基準」(以下「指導監督基準」という。)に
より示されているところである。

一方、「日本再興戦略」改訂 2014 (平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)においては、日本の立
地競争力を強化する観点から、国家戦略特区に関する取組を加速化することとしており、こ
のうち「保育士不足解消等に向けての対応強化」に係る項目として、「国家戦略特区におい
ては、全て又は多くの入所児童が外国人である認可外保育施設について、外国語でコミュニ
ケーションをとることの必要性、子どもの安全の確保を含む適切な保育を提供することの必
要性等を踏まえ、認可外保育施設指導監督基準において従事者の概ね 3 分の 1 以上配置しな
ければならない保育士等に、外国での保育士資格を持つ外国人を含めることについて速やか
に検討し、結論を得る。」とされている。

このこと及び国家戦略特区ワーキンググループにおけるこれまでの議論等を踏まえ、国家
戦略特別区域の区域内に所在する認可外保育施設であって当該施設を利用する乳幼児の全て
又は多くが外国人であるものに係る指導監督基準の取扱いについては、下記のとおりとする
ので、貴職におかれては十分御了知の上、その運用に遺漏のないよう配意願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づ
く技術的助言であることを申し添える。

記

1 特区内外国人受入認可外保育施設における保育に従事する者の数及び資格の取扱い

認可外保育施設における保育に従事する者の数及び資格については、指導監督基準第1の1(2)において、「保育に従事する者の概ね3分の1(略)以上は、保育士又は看護師(略)の資格を有する者であること」との基準が示されている。

国家戦略特別区域の区域内に所在する認可外保育施設であって当該施設を利用する乳幼児の全て又は多くが外国人(日本国籍を有しない者をいう。)であるもの(過去3年間に当該施設を利用した乳幼児の半数以上が外国人であり、今後も同様であると見込まれるものをいう。以下「特区内外国人受入認可外保育施設」という。)については、これらの資格を有する者が保育に従事する者の3分の1未満であっても、次の2に掲げる要件に該当する場合には、これらの資格を有する者が「概ね3分の1」以上であると判断し、当該基準を満たすものと取り扱って差し支えないこと。

2 1の取扱いに係る要件

当該特区内外国人受入認可外保育施設が次の(1)から(4)までのいずれにも該当し、指導監督基準を満たす認可外保育施設と同等以上の適切な保育の提供が可能であると、当該特区内外国人受入認可外保育施設を管轄する都道府県知事(政令指定都市市長及び中核市市長を含む。以下同じ。)が認めること。

- (1) 当該特区内外国人受入認可外保育施設を利用するすべての乳幼児のうち外国人である乳幼児の占める割合が、概ね2分の1以上であること。
- (2) 当該特区内外国人受入認可外保育施設において、外国の保育士資格を保有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を、十分な数だけ配置していること。

なお、当該外国の保育士資格に係る専門性の判断を含め、「外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる」か否かについては、当該特区内外国人受入認可外保育施設から必要な資料の提出を受け、都道府県知事において判断することを基本とするが、当該判断を行うに当たって正確な事実関係を確認するため在外公館を通じて照会する等の必要がある場合には、個別に御連絡いただきたい。

- (3) 日本の保育士資格を有する者を1名以上配置していること。
- (4) 都道府県知事が当該特区内外国人受入認可外保育施設において、適切な保育の提供が行われているかどうかを把握するため調査等を行う際には、当該調査等に積極的に協力する旨を明らかにしていること。

3 留意事項

この取扱いは、国家戦略特別区域における特例措置であることから、その適用に当たっては、当該取扱いが盛り込まれた国家戦略特別区域計画について、国家戦略特別区域法(平

成 25 年法律第 107 号) 第 8 条第 9 項の規定に基づく内閣総理大臣の同意を得た上で、第 8 条第 7 項の規定に基づく内閣総理大臣の認定を受ける必要があること。

内閣総理大臣の同意に係る協議に当たっては、以下の事項について十分に説明すること。

- ・ 区域計画で指定した区域において本取扱いを必要とする背景・理由
(当該区域における認可外保育施設を利用する外国人乳幼児の状況、外国の保育士資格を保有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者の確保見込み等)
- ・ 本取扱いの適用を受ける外国人受入認可外保育施設が 2 (1) から (4) までのいずれにも該当し、指導監督基準を満たす認可外保育施設と同等以上の適切な保育の提供が可能であるか否かの判断を都道府県知事が行うに当たっての体制確保の状況 (区域計画で指定した区域の市町村と都道府県の連携による当該外国人受入認可外保育施設への指導監督体制、当該施設に係る過去の指導監督状況、当該施設の緊急時の対応や安全に関する取組内容等)